

生駒市条例第4号

生駒市ふるさとふれあい基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市ふるさとふれあい基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止す  
る条例

生駒市ふるさとふれあい基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年3  
月生駒市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月30日から施行する。